

## 令和5年第3回玉東町議会定例会会議録

令和5年9月11日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月12日午前9時55分開議
3. 令和5年9月12日午前11時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	小島隆一	町民福祉課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健介護課長	清田浩義	会計管理者	井上浩成
教育委員会 事務局長	清田博之	農業委員会 事務局長	岩川康幸
代表監査委員	北島義文		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	塚本洋子
--------	------	---------	------

10. 議事日程

日程第1	議案第37号	令和4年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	議案第38号	令和4年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	議案第39号	令和4年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第40号	令和4年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第41号	令和4年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第42号	令和4年度玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第43号 令和4年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第44号 令和4年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

5番 坂村 勇治

6番 坂本 和也

---

開議 午前9時55分

○議長（松尾純久君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 議案第37号 令和4年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第38号 令和4年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第39号 令和4年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第40号 令和4年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第41号 令和4年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第42号 令和4年度玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第43号 令和4年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第44号 令和4年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第37号「令和4年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第8、議案第44号「令和4年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の8議案を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者、井上浩成君。

○会計管理者（井上浩成君） おはようございます。しばらくの間よろしく申し上げます。

まず、配付資料の確認をいたします。

一般会計から特別会計まで決算書が議案第37号から44号まで8冊ございます。ありましたでしょうか。それと、それに付随した資料で、①の一般会計決算の概要と②から⑧まで特別会計の決算状況につきまして、綴じ紐でとじましてインデックスを付けております。②からこれ綴じておりますので⑧まで、一緒にインデックスを付けて綴じております。

そのほかにA4の横綴じで決算概要説明書というのがございます。それと最後に財産に関する調書というのがございます。昨日ですね、財産に関する調書が私の手元のほうにちょっと返ってきましたので、どなたかお手元にない方がいらっしゃるのかもしれないんですけど、こういう財産に関する、ありますでしょうか。ありましたらもう結構でございます。ありますか。

では確認が取れましたので始めたいと思います。

それではまず、議案第37号、令和4年度玉東町一般会計歳入歳出決算書の1ページと2ページ

をお開きください。

まず歳入でございますが、表の一番上の行の左から款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでおります。その中で不納欠損額、収入未済額のある款のみ申し上げてまいります。歳入合計を読み上げる際に、一番右端の予算現額と収入済額との比較まで読み上げます。その後、先ほどのA4縦綴じの決算概要の説明で主な内容を説明してまいります。

よろしく申し上げます。

それでは、1款、町税です。2ページ上段の収入済額が6億2,369万4,947円、不納欠損額が83万1,953円、これは徴収不能になった分でございます。その右側です。収入未済額1,055万8,939円、これは次年度以降の滞納繰越分ということになります。

一番下の行の13款、使用料及び手数料の収入済額4,485万5,816円、収入済額85万8,120円、これは住宅使用料の次年度以降の滞納繰越分ということになります。

一番下の行の13款、使用料及び手数料の収入済額7,243万8,206円、収入未済額が101万4,100円、これは住宅使用料の次年度以降の滞納繰越分ということになります。

1枚めくって3ページと4ページの説明です。

上から2枠目の14款、国庫支出金、4ページ4行目の収入済額が6億2,378万7,072円、収入未済額が4,632万円でございます。

3ページ、一番下の行の歳入合計です。予算現額が53億8,984万2,000円、右側4ページの調定額が52億6,118万7,222円、収入済額が52億246万2,230円、不納欠損額が83万1,953円、収入未済額が5,789万3,039円、その右側の予算現額と収入済額との比較が1億8,737万9,770円です。

続きまして歳出に移ります。1枚めくって5ページをお開きください。

表の一番上の行の左から順に款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額ということになっておりますが、右側6ページの中で翌年度繰越額に金額が記載されている款について読み上げます。また歳出合計の際に、一番右端の予算現額と支出済額との比較まで読み上げていきます。

上から2枠目の総務費です。6ページ、4行目の支出済額が19億7,254万2,926円、翌年度繰越額が7,178万6,000円です。翌年度繰越額の内容は、公用車購入事業412万2,000円、新庁舎建設事業633万円、戸籍情報システム改修事業433万4,000円となっております。不用額は8,591万6,074円です。

中段の4款、衛生費です。支出済額が4億9,471万4,728円、翌年度繰越額が942万7,000円です。繰越の内容は、保健センター書庫新設事業となっております。不用額は4,835万1,272円です。

下段の8款、土木費です。支出済額4億4,687万8,751円、翌年度繰越額1億1,846万6,000円、繰越の内容は、道路新設改良単独事業2,240万7,000円、道路新設改良補助事業8,149万4,000円、橋梁維持事業1,456万5,000円となっております。不用額は3,799万9,249円です。

1枚めくって7ページをお開きください。

7ページ一番下の行、歳出合計、予算現額53億8,984万2,000円、支出済額48億9,389万9,489円、執行率は90.80%になります。翌年度繰越額1億9,967万9,000円、不用額2億9,626万3,511

円、予算現額と支出済額との比較4億9,594万2,511円、欄外にまいます。歳入差引残額3億856万3,741円、うち基金繰入額1億5,000万円、令和5年9月11日提出、玉東町長。

最後から2枚目をお開きください。145ページになります。

実質収支に関する調書、区分3、歳入歳出差引額3億856万2,741円から、その次の行の4、翌年度に繰り越すべき財源の(2)の繰越明許費繰越額4,382万9,000円を差し引きますと、5の実質収支額2億6,473万3,741円になります。6の実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億5,000万円になります。

右側のページ、146ページをごらんください。

消費税の地方消費税、税収の市町村交付額6,885万7,000円の用途を明確にするため、社会福祉の財源として後期高齢者医療費の経費1億1,290万9,000円に充当した表を決算書に添付しております。

それでは、一般会計の概要について御説明をします。

先ほどの①の一般会計決算の概要を御用意ください。この資料は決算書の金額を1,000円単位で前年度と比較しております。特に増減の大きなもの、令和4年度の決算内容につきまして、億単位の大きな事業が多数ございましたので、主なものを重点的に理由を説明していきます。

資料の1枚目をめくってください。本年度と比較の列を主に説明していきます。

それでは、まず歳入の中で1ページ、1款の町税です。本年度6億2,369万5,000円、比較6,318万2,000円、これは1項、町民税の1億8,568万8,000円、比較524万7,000円の増と2項の固定資産税3億8,258万8,000円、比較の5,623万4,000円の増及び4項の町たばこ税3,124万7,000円、比較で95万円の増が主な要因となっております。町税の増の要因ですけれども、令和4年度の給与所得者の特別徴収の増及びシルクタウンへ8世帯の転入による給与所得の増及び退職金による退職所得の増、町税の徴収率アップに伴う増によるものです。固定資産税の増になった要因ですけれども、JR九州の償却資産の特例措置がなくなったため増加したものです。町たばこ税が増となった要因ですけれども、たばこの課税本数の増が要因となっております。

2ページの2枠目の10款、地方交付税です。14億9,474万6,000円、比較の321万3,000円の減となっております。内容は普通交付税4,113万3,000円の減、特別交付税3,792万円増となっております。

下段の13款、1項、3目、土木使用料5,415万6,000円、比較の5,332万8,000円の増、機構改革で住宅管理課が総務課から建設課に変更となり、1枚めくっていただきまして、3ページ、1行目の13款、1項、3目、住宅使用料5,327万9,000円増となり、中段の5目の総務使用料3万4,000円、比較の3,176万4,000円減となっております。1項、土木使用料の住宅使用料と5目、総務使用料の前年度住宅使用料と比較しますと、2,198万4,000円の増となっております。その主な要因ですけれども、3目の土木使用料のうちの下から4行目の地域優良賃貸住宅使用料2,124万8,000円増及び次の行の地域優良賃貸住宅駐車場使用料97万4,000円増となっております。

4ページの14款、国庫支出金6億2,378万7,000円、比較の3億7,859万2,000円の減の要因として、1項、国庫負担金2億7,862万4,000円、比較の652万7,000円増があったものの、2項、国庫

補助金 3 億 4,308 万 2,000 円、比較の 3 億 8,173 万 8,000 円減が大きく影響しております。そのうち 1 目、総務費国庫補助金 1 億 23 万 7,000 円、比較の 2 億 4,791 万 2,000 円の減、その中で主なものは、社会資本整備総合交付金の中の地域優良賃貸住宅整備事業交付金 1 億 7,655 万円の減と、下から 5 行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,102 万 8,000 円、比較の 1,839 万 4,000 円の減と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金繰越明許費、比較で 5,634 万 5,000 円の減が理由となっております。

1 枚めくっていただきまして、5 ページの 3 枠目の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金 1 億 1,788 万 2,000 円、比較の 3,751 万 1,000 円の減、主なものは活力創出基盤整備総合交付金繰越明許費で 7,461 万 3,000 円、比較の 3,592 万 6,000 円減となっております。5 目で民生費国庫補助金 8,395 万 1,000 円、比較の 9,528 万 6,000 円減の中で、児童福祉費国庫補助金 2,900 万 6,000 円、比較の 1 億 152 万 7,000 円減の主な要因は、子育て世帯への臨時特別給付金補助金 8,824 万 9,000 円の減及び子ども子育て支援整備事業交付金 1,408 万円の減が理由となっております。

6 ページ、15 款、県支出金 2 億 3,461 万 7,000 円、比較の 3,290 万円の減の要因として、1 項、県負担金 1 億 4,281 万 3,000 円、比較の 1,330 万円の増があったものの、下段の 2 項、県補助金 7,794 万円、比較の 4,708 万 7,000 円の減が大きく影響しております。内容としましては、総務費県補助金 570 万 6,000 円、比較の 3,696 万 1,000 円の減で、1 枚めくっていただきまして、7 ページの上段の 1 目、総務費県補助金の中で、上から 5 行目の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 3,383 万 1,000 円の減、2 目の民生費県補助金で 3,584 万 6,000 円、比較で 1,445 万円減となっております。社会福祉費県補助金の中の熊本県介護基盤整備費特別対策補助金 2,187 万 9,000 円減となっております。また、児童福祉費県補助金 2,874 万 4,000 円、比較の 733 万 9,000 円の中で、下段の子育て家庭支援事業補助金 991 万 8,000 円の増が主な要因となっております。

1 枚めくって 9 ページの下段、17 款、寄附金 12 億 7,297 万円、比較の 1 億 9,635 万円増となっており、10 ページの上段 3 目、ふるさと納税寄附金 12 億 7,030 万 8,000 円、比較の 1 億 9,368 万 8,000 円増となっております。

18 款、繰入金 4 億 451 万 6,000 円、比較の 4,865 万円増の要因としては、1 項の特別会計繰入金 5,077 万 5,000 円、比較の 1,867 万 9,000 円増の中で、3 目、土地取得特別会計繰入金 2,539 万 2,000 円増、5 目、宅地開発特別会計繰入金 1,829 万 2,000 円、比較の 509 万円減となっております。2 目、基金繰入金 3 億 5,374 万 1,000 円、比較の 2,997 万 1,000 円増の中で、財政調整基金繰入金、比較の 1,000 万円減、町有施設整備基金繰入金、比較の 1,700 万円増、ふるさと納税寄附金基金繰入金、比較の 2,297 万 1,000 円の増が主な要因となっております。

19 款、繰越金 6,153 万円、比較の 9,788 万 3,000 円の減となっており、内容は繰越金、比較の 7,847 万 3,000 円の減と繰越明許費繰越金、比較で 1,941 万円減となっております。

20 款、諸収入、4 項、1 目、雑入 3,863 万 2,000 円、比較の 2,402 万 9,000 円減の中で、下段の 4 項の雑入、比較で 2,424 万 2,000 円の減、要因は複数ありますが、1 枚めくって 12 ページの 2 行目、町有施設県保証金 997 万円の減、スポーツ振興事業助成金 946 万 4,000 円の減、地域環境整備協力金 135 万円の減が主な要因となっております。

21款、1項、町債1億9,564万5,000円、比較の4億3,335万5,000円減の中で、まず1目の総務債2,194万5,000円、比較の1億5,455万5,000円減となり、臨時財政対策債2,194万5,000円増に対し、公営住宅建設事業債1億7,650万円減が大きく影響しております。教育債4,830万円、比較の8,010万円減、長寿命化事業の中で、木葉小屋根改修外4,360万円の増があったものの、他の長寿命化事業、中学校屋根改修工事2,480万円減、4,160万円減、町民体育館屋根改修工事6,200万円減が大きく影響しております。下段の6目、消防債3,840万円、比較の1億9,770万円の減は、デジタル防災無線1億9,800万円の減が主な要因となっております。

歳出の説明に入ります。13ページをお開きください。

下段の総務費19億7,254万3,000円、比較の5億1,637万4,000円の減となっております。1項、総務管理費18億8,218万9,000円、比較の5億938万5,000円減となっております。要因は複数ありますが、2枚めくっていただきまして、17ページ、中段の3目、財産管理費2億3,856万3,000円、比較の1億8,465万4,000円の減、その内容は右側の18ページの中段、○新庁舎建設から数えて上へ4行目にいかれまして、ふるさと創生基金積立金150万3,000円、比較の1億7,460万4,000円減が主な要因となっております。

1枚めくって19ページ、2枠目の6目、企画費13億7,895万1,000円、比較の1億1,123万7,000円増となっております。企画事業の1,677万1,000円、比較で6,960万9,000円の減及び20ページの上段の公園管理事業1,153万円、比較の2,750万3,000円の減はあったものの、1枚めくっていただきまして、22ページの2枠目のふるさと納税事業12億6,697万4,000円、比較の1億9,034万9,000円が大きく影響して増となっております。内容はふるさと納税による寄附額の増加に伴う委託料その他の増とふるさと納税積立金5億5,185万9,000円、比較の1億953万5,000円の増となっております。

もう1枚めくっていただきまして、23ページの中段の8目、住宅管理費0円、比較の4億2,646万7,000円、減の主な要因は、機構改革によって町営住宅を管理する課が総務課から建設課に移管されたため減となっております。あとで出てきます土木費の中で詳細を説明してまいります。

26ページ、1枚めくって26ページの中段、3項、1目、戸籍住民基本台帳費3,312万5,000円、比較の1,556万2,000円の減の要因は、下段の電算事務委託料の中の戸籍総合システムサービス導入業務委託料1,327万1,000円の減が要因となっております。

2枚めくっていただきまして、29ページです。

下段の3款、民生費10億1,101万1,000円、比較の1億578万8,000円の減の主な要因としましては、これも複数の要因がありますが、2枚めくっていただきまして、34ページの2項、児童福祉費4億2,021万8,000円、比較の9,985万6,000円の減で、その要因ですけれども1枚めくって35ページ、2枠目の補助金の補助の子育て世帯の臨時特別給付金、比較の8,770万円の減及び右側の36ページの2枠目で4目、子育て子ども支援単独事業費2億8,367万6,000円、比較で1,638万6,000円の減となっております。要因ですけれども、中段の子ども・子育て支援事業費の中の2億7,393万6,000円、比較の1,329万6,000円の減の中で、負担金その他の子どものための教育、保育給付費、比較で746万1,000円の増と補助金（補助）の児童福祉施設整備事業補助金2,112万円

の減となっております。

1枚めくって37ページ、4款です。

衛生費4億9,471万4,000円、比較の6,156万2,000円の増となっております。要因の一つとして、下段の簡易水道特別会計繰出金6,769万3,000円、比較で3,918万2,000円の増となっております。

3枚めくっていただきまして、43ページです。

2枠目の7目、ふれあいの丘事業運営費3,648万2,000円、比較で3,200万2,000円の内容で、主なものは工事請負費の中のふれあいの丘管理作業スペース設置工事費461万4,000円増及びふれあいの丘法面吹き付け工事2,619万5,000円の増となっております。

ちょっと飛びますけれども51ページ、7款、商工費5,795万9,000円、比較の5,255万6,000円減となっております。その要因ですけれども、下段の負担金のその他の中の玉東町内買物券第5弾負担金5,183万7,000円の増はありましたけれども、玉東町内買物券第3弾負担金繰越明許費5,133万9,000円の減と玉東町内買物券第4弾負担金5,107万3,000円の減が大きく影響し、全体として減の要因となっております。

52ページの中段、8目、款の土木費4億4,687万9,000円、比較の1,960万1,000円増の中で、その要因ですけれども、1枚めくっていただきまして53ページ、中段の2項、道路橋梁費の3億2,737万2,000円、比較の3,546万4,000円減となっております。1目、道路維持費4,480万6,000円、比較で1,837万7,000円の増、54ページの2目で、中段ですけれども、道路新設改良費2億3,130万2,000円、比較で7,528万3,000円の減、1枚めくっていただきまして56ページの3目です。橋梁維持費2,344万3,000円、比較で1,601万8,000円の増、4目で下段ですね、その下の行です。排水路整備費2,782万1,000円、比較で542万4,000円の増となっております。

57ページです。

5項、住宅管理費が総務課から機構改革により4,742万5,000円増となっております。23ページに掲載しました総務費の住宅管理費の4億2,646万7,000円の中には、木葉駅前PFI住宅整備事業の4億64万8,000円が含まれておりまして、建設費を除きますと令和3年度の町営住宅の実質管理費は2,581万9,000円に対し、このページに載っている土木費の4年度の住宅管理費が4,742万5,000円となっております。2,160万6,000円の増となっております。その内容ですけれども、委託料その他の玉東町第2期公営住宅長寿命化計画策定業務委託料376万2,000円の増と工事請負費の町営住宅上木葉団地改修工事364万8,000円増と、58ページの5枠目の木葉駅前PFI住宅事業1,164万2,000円の増となっております。

59ページです。

消防費です。1億6,584万円、比較の1億8,835万6,000円の減となっております。まず1目の常備消防費ですけれども、有明広域事務負担金が1億2,612万5,000円で比較の758万8,000円増となっております。

60ページ、3枠目の4目、防災管理費、防災管理事業988万2,000円、比較の1億9,346万3,000円の減となっております。主な要因は下段の工事請負費の中で、防災情報伝達システム等整備事

業繰越明許費で、1億9,800万円の減となっております。

1枚めくって61ページです。

10款、教育費3億5,775万4,000円、比較で8,091万8,000円の減となっております。主な要因は増減いろいろありますが、64ページの中段、2項、小学校費です。7,910万6,000円、比較の3,447万円増の中で、2枚めくっていただきまして、67ページ、下段の学校施設整備費4,564万8,000円、比較で3,470万9,000円の増、主な要因ですけれども、68ページの学校施設整備費の木葉小4,072万9,000円、比較の3,252万3,000円増の工事請負費の中で、校舎屋根改修工事3,124万円増が主な理由となっております。

1枚めくっていただきます。

70ページ、5項、中段の5項です。社会教育費6,941万5,000円、比較で2,856万6,000円減となっております。主な要因としましては、1枚めくっていただきまして71ページの2目、下段のほうですね、公民館費2,305万5,000円、比較で3,846万7,000円の減となっております。主な要因は72ページの下段、工事請負費で玉東中央公民館内部改修工事1,077万円の増及び中央公民館屋上外壁改修工事4,070万円の減、もう1枚めくっていただきまして、76ページの6項ですね、右上です。保健体育費1,106万9,000円、比較で9,311万5,000円減となっております。主な内容ですけれども、76ページ下段の2目、体育施設費703万8,000円、比較で9,355万8,000円減となっております。その理由ですけれども、1枚めくっていただきまして77ページ中段のまず設計委託料ですけれども、町民体育館屋根張替工事設計・監理委託料511万5,000円減、工事請負費で町営グラウンド照明改修工事2,228万6,000円の減と町民体育館屋根張替工事6,380万円の減が大きく影響しております。

78ページです。

歳出合計、48億9,389万9,000円ということで、比較しますと8億3,922万6,000円減となっております。一般会計の説明は以上で終わります。

続きまして、議案第38号、令和4年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、決算書の1、2ページをお開きください。特別会計につきましても一般会計と同じ要領で申し上げます。

まず、2ページの1行目の1款、国民健康保険税、収入済額が1億2,060万2,230円、不納欠損額76万6,200円、収入未済額1,415万8,051円、次年度以降の滞納繰越分でございます。1ページ一番下の歳入合計、予算現額7億5,023万3,000円、調定額が6億9,546万2,498円、収入済額6億8,053万8,247円、不納欠損額76万6,200円、収入未済額1,415万8,051円、予算現額と収入済額との比較6,969万4,753円。

次のページをお開きください。歳出です。一番下の行でございます。

歳出合計、予算現額7億5,023万3,000円、支出済額6億1,988万583円、執行率は82.63%になります。不用額1億3,035万2,417円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。下の欄外をごらんください。歳入歳出差引残額6,065万7,664円、うち基金繰入額は0円。令和5年9月11日提出、玉東町長。



最後のページをお願いします。21ページです。

実質収支に関する調書、区分の3、歳入歳出差引額6,065万7,664円、区分5の実質収支額も同額でございます。先ほどの特別会計の綴りでA4の縦ですね。②の国保特別会計の決算の概要を御準備ください。国保特会の中で決算の概要で主なものを説明したいと思います。

1、2ページをお開きください。

まず、1款の国民健康保険税でございます。1億2,060万2,000円、比較の345万9,000円減となっております。1ページ下段の4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費交付金4億2,612万8,000円、比較の3,040万5,000円減となっております。

2ページの7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金6,402万3,000円、比較の378万1,000円増となっております。

8款、繰越金6,660万3,000円、比較の638万9,000円増となっております。

歳入合計6億8,053万8,000円、比較の2,225万円減となっております。

次のページをお開きください。3、4ページです。

右側の4ページの中段の2款、保険給付費4億1,173万1,000円、比較で2,440万5,000円の減、内容としましては、1項、療養諸費3億6,128万5,000円、比較で1,639万3,000円減、1目、一般被保険者療養給付費3億5,829万8,000円、比較で1,546万6,000円減となっております。医療費が低下した要因としましては、昨年に引き続きましてコロナ禍による医療機関の受診控えが影響しているものと思われます。

6ページです。

歳出合計6億1,988万1,000円、比較で1,630万4,000円の減となっております。国民健康保険特別会計の説明は以上です。

続きまして、議案第39号に移ります。令和4年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

1、2ページをお開きください。歳入でございます。

2款の使用料及び手数料、右のページの収入済額が7,274万2,530円、不納欠損額が23万1,410円、収入未済額308万7,260円。1ページ、一番下の行の歳入合計です。予算現額1億5,359万9,000円、調定額が1億5,899万6,428円、収入済額が1億5,567万7,758円、不納欠損額が23万1,410円、収入未済額308万7,260円、予算現額と収入済額との比較が207万8,758円の減でございます。

次のページをお開きください。3、4ページです。

1款、衛生費、支出済額が5,566万1,867円、翌年度繰越額4,003万円です。翌年度繰越額の内容は簡易水道単独事業となっております。不用額468万9,133円です。一番下の行です。歳出合計、予算現額は1億5,359万9,000円、支出済額が1億879万3,669円、執行率は70.83%になります。翌年度繰越額4,003万円、不用額477万5,331円、予算現額と支出済額との比較は4,480万5,331円でございます。欄外をごらんください。歳入歳出差引残額4,688万4,089円、うち基金繰入額0円、令和5年9月11日提出、玉東町長。

最後のページをお願いします。13ページです。

実質収支に関する調書でございます。3番目の歳入歳出差引額4,688万4,089円で、4番目の翌年度に繰り越すべき財源（2）で繰越明許費繰越額4,003万円を差し引きますと、5の実質収支額685万4,089円になります。

A 4 縦綴じの③の資料をお願いします。1ページをお開きください。

歳入です。主な内容としましては、中段の5款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金6,769万3,000円、比較の3,918万2,000円増となっております。

下段の8款の町債540万円、90万円減となっております。

歳入合計1億5,567万8,000円、比較で3,801万9,000円増となっております。

右側の2ページの歳出です。1款、衛生費、1項、簡易水道費5,566万2,000円、比較で121万7,000円増となっております。

1枚めくっていただきまして3ページです。

2款、公債費5,313万2,000円、比較で234万4,000円減の主な要因ですけれども、九州財務局への元金及び利子を合わせた償還金303万1,000円の減が主な要因となっております。

歳出合計1億879万4,000円、比較で112万7,000円となっております。

簡易水道は以上です。

続きまして、議案第40号になります。令和4年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算書、1、2ページをお開きください。

一番下の歳入合計です。予算現額875万6,000円、調定額880万5,501円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較4万9,501円減でございます。

1枚めくって3、4ページをお開きください。

一番下の行の歳出合計です。予算現額が875万6,000円、支出済額741万27円、執行率は84.63%になります。不用額134万5,724円、予算現額と支出済額との比較も同額です。欄外の歳入歳出差引残額139万5,225円、うち基金繰入額0円。令和5年9月11日提出、玉東町長。

最後のページをお願いします。9ページの3、歳入歳出差引額139万5,225円、5の実質収支額も同額でございます。A 4 縦綴じの④の資料をお願いします。1、2ページをお開きください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金の木葉財産区基金利子725万4,000円、比較の50万円増が主な要因となっております。

下段の歳入合計880万6,000円、比較の68円増となっております。

右側の歳出です。1款、総務費555万4,000円、比較の101万6,000円の増で、理由としましては、積立金500万で比較で100万円増が主な要因となっております。

歳出合計741万円、比較の83万6,000円の増となっております。

財産区は以上です。

続きまして、議案第41号、令和4年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算書でございます。

1、2ページをお開きください。歳入です。

1款の保険料、右側2ページの収入済額が1億2,317万2,920円、不納欠損額が21万2,400円、収入未済額29万1,340円です。次年度以降の滞納繰越分ということになります。

1 ページ、一番下の行の歳入合計、予算現額 7 億 6,915 万円、調定額 7 億 6,184 万 7,085 円、収入済額 7 億 8,134 万 3,345 円、不納欠損額が 21 万 2,400 円、収入未済額が 29 万 1,340 円、予算現額と収入済額との比較 780 万 6,655 円となっております。

次のページ、3、4 ページに移ります。

3 ページ、一番下の行の歳出合計、予算現額 7 億 6,915 万円、支出済額 7 億 489 万 8,441 円、執行率 91.65% になります。不用額 6,425 万 1,559 円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

1 枚めくって右側の上段をお願いします。

歳入歳出差引残額 5,644 万 4,904 円、うち基金繰入金が 0 円。令和 5 年 9 月 11 日提出、玉東町長。

最後のページをお願いします。

実質収支に関する調書。区分 3 の歳入歳出差引額 5,644 万 4,904 円で 5 の実質収支額も同額でございます。

A 4 縦綴じの資料をお願いします。⑤です。1、2 ページをお開きください。

1 款、保険料 1 億 2,317 万 3,000 円、比較で 122 万 6,000 円の増、主な要因は、1 項の介護保険料 1 目、第 1 号被保険者保険料の中で、現年度分特別徴収保険料 1 億 1,568 万 3,000 円、比較で 110 万 7,000 円の増が主な要因となっております。

3 款、国庫支出金 1 億 8,498 万 8,000 円、比較の 954 万円増となっております。

4 款、1 項、支払基金交付金 1 億 7,532 万 3,000 円、比較で 910 万 9,000 円の増。

5 款、県支出金 1 億 556 万 4,000 円、比較で 943 万 7,000 円の増となっております。

7 款、繰入金 1 億 2,163 万 5,000 円、比較で 805 万 3,000 円の増及び 9 款、1 項、1 目、繰越金 4,791 万 3,000 円、比較で 651 万円増となっております。

歳入合計 7 億 6,134 万 3,000 円、比較で 4,385 万 4,000 円の増となっております。

1 枚めくってください。左側の 3 ページです。

1 款、総務費 2,650 万円、比較の 94 万 6,000 円の減で、主な要因は一般管理費の電算事務委託料の中で、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務委託料 44 万円、比較の 88 万円減となっております。

4 ページの 2 款、保険給付費 6 億 2,545 万円、比較の 4,175 万 6,000 円増となっております。

5 款、地域支援事業、1 枚めくっていただきます。中段下のところです。5 款、地域支援事業 4,706 万 5,000 円、比較で 365 万 9,000 円減の中で、減少要因として、1 項の新しい介護予防日常生活支援総合事業 2,078 万 4,000 円、比較の 269 万 3,000 円の減と、6 ページの中段で、2 項、包括的支援事業（任意事業）2,628 万 1,000 円、比較で 96 万 6,000 円の減となっております。

2 枚めくっていただきまして、9 ページ、8 款、諸支出金 588 万 2,000 円、比較の 182 万 9,000 円、減の主な要因ですけれども、4 目の償還金で 587 万円、比較の 177 万 7,000 円減となっております。

歳出合計 7 億 489 万 8,000 円、比較で 3,532 万 2,000 円の増となっております。

介護保険は以上です。

続きまして、議案第42号、玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算書。

1、2ページをお開きください。

1ページ下の歳入です。歳入合計が、予算現額2,539万2,000円、調定額2,539万1,270円、収入済額も同額となります。予算現額と収入済額との比較730円でございます。

次のページ、3、4ページをお願いいたします。

3ページ、一番下の行の歳出です。

歳出合計が、予算現額2,539万2,000円、支出済額2,539万1,270円、執行率99.99%、不用額730円、予算現額と支出済額の比較も同額でございます。欄外の歳入歳出差引残額0円、うち基金繰入額0円。令和5年9月11日提出、玉東町長。

最後のページ、9ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

3の歳入歳出差引額はございません。

A4の縦綴じの資料をお願いします。⑥で土地取得特別会計の決算の概要です。

裏面の1ページ、歳入、1款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金0円、比較の2,539万1,000円減で、2款、財産収入、1項、財産売り払い収入、1目、不動産売り払い収入、町地区5区画、二俣地区4区画の用地代2,539万1,000円増となっております。

歳入合計2,539万1,000円、昨年と同額でございます。

歳出、1款、1項、1目、用地取得費の繰出金の一般会計繰出金2,539万1,000円となっております。

歳出合計2,539万1,000円、昨年と同額となっております。

土地取得特別会計の説明は以上です。

続きまして、議案第43号、令和4年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算書。1ページをお開きください。

1ページ下の歳入合計です。予算現額9,611万9,000円、調定額9,126万3,505円、収入済額も同額で、予算現額と収入済額との比較485万5,495円です。

次のページ、3、4ページをお願いします。

3ページの一番下の行、歳出です。

歳出合計が、予算現額9,611万9,000円、支出済額8,088万9,400円、執行率84.16%です。不用額1,522万9,600円、予算現額と支出済額の比較も同額でございます。欄外の歳入歳出差引残額1,037万4,105円、うち基金繰入額0円。令和5年9月11日提出、玉東町長。

最後のページ、9ページです。

実質収支に関する調書をお開きください。3の歳入歳出差引額1,037万4,105円、その下の5の実質収支額も同額でございます。

A4縦綴じの資料です。⑦宅地開発特別会計の決算の概要、裏面をお願いします。歳入、1款、繰入金1項、1目、一般会計繰入金0円、比較の4,164万5,000円の減。

3款、繰越金、1項、1目の繰越金5,264万6,000円、比較の3,579万1,000円の増となっております。

ます。

歳入合計9,126万4,000円、比較の611万8,000円の減となっております。

歳出、1款、宅地開発費、1項、管理費、1目、一般管理費8,088万9,000円、比較の3,615万2,000円増となっております。横町分譲地及び二俣分譲地関連に伴う経費、約2,000万円増と、下段の一般会計繰出金1,829万2,000円、比較の509万円の減、土地取得特別会計繰出金2,065万6,000円の増となっております。

歳出合計8,088万9,000円、比較で3,615万2,000円の減となっております。

宅地開発特別会計は以上です。

続きまして、議案第44号、令和4年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

1、2ページをお開きください。1款の後期高齢者医療保険料5,716万9,500円、収入未済額64万7,900円でございます。次年度以降の滞納繰越分でございます。1ページ一番下の行の歳入合計です。予算現額1億211万9,000円、調定額9,890万5,639円、収入済額9,825万7,739円、不納欠損額0円、収入未済額64万7,900円、予算現額と収入済額との比較386万1,261円でございます。

次のページ、3、4ページをお願いします。

一番下の行の歳出です。予算現額が1億211万9,000円、収入済額9,825万7,739円、執行率96.22%、不用額が386万1,261円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。欄外にいきます。歳入歳出差引残額0円、基金繰入額も0円、令和5年9月11日提出、玉東町長。

最後のページをお開きください。

13ページの実質収支に関する調書でございます。区分3の歳入歳出差引額はございません。A4縦綴じの資料にまいります。⑧後期高齢者医療特別会計決算の概要。

1枚お開きください。

1款の後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料5,717万円、比較で435万3,000円増となっております。

中段の4款、繰入金で1項、一般会計繰入金2,796万4,000円、比較の344万2,000円増となっております。

歳入合計9,825万8,000円、比較で786万円増となっております。

2ページです。歳出、1款、総務費807万3,000円、比較で139万1,000円減の中で一般会計繰出金、一体的事業における一般会計繰出金638万円、比較で165万円減が主な要因です。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金8,323万4,000円、比較で750万4,000円増が主な要因です。

3款、保健事業費694万9,000円、比較の181万8,000円の増の中で、2項の一体的事業377万6,000円、比較で143万5,000円の増の中で、1枚めくっていただきまして、3ページの委託料のその他の一体化事業における栄養指導委託料242万円増が大きく影響しております。

歳出合計9,825万8,000円、昨年の決算額と比較しますと793万3,000円増となっております。

次に、A4横綴じの決算の概要説明書の説明に入りたいと思います。

準備はよろしいでしょうか。まず1枚めくっていただきまして目次がございまして、その下の

ほうに会計別の決算の推移という形で、各特別会計の3か年の比較の一覧になっております。

もう1枚めくっていただきまして、その下の3ページですけれども、4年度と3年度の一般会計の款別の決算額の比較の資料になっております。

もう1枚めくっていただきまして、歳入の続きから5ページが歳出のほうの目的別の2か年比較の割合も載せております。

もう1枚めくっていただきまして、7ページですけれども7ページは歳出内訳と財源内訳ということで、議会費から公債費まで目的別と人件費から繰出金までの性質ごとの経費別、それとそ歳出の下がそれに伴う財源内訳の表になっております。これは一般会計で決算統計の資料を参考に作っております。

もう1枚めくっていただきまして8ページです。

地方債現在高の状況です。令和3年度末現在高の下から2行目をお願いします。27億6,785万1,000円です。令和4年度の借入額、右にいきます。1億9,564万5,000円、4年度に元金を償還した分が2億2,861万3,000円です。差引残高ですけれども、27億3,488万3,000円となっております。その下の行です。簡易水道整備事業債3億6,861万3,000円、540万の借入で4,557万2,000円の元金償還で、3億2,844万1,000円の残高になっております。

9ページですけれども、その借入先別とそれに伴う利率別の状況が9ページになっております。

決算の概要説明につきましては以上です。

続きまして、財産に関する調書の説明に入らせていただきます。A4横綴じの分です。

1枚めくっていただきまして、目次の下のほうですね、公有財産の土地及び建物の総括の表が載っております。

もう1枚めくっていただきまして、2ページが土地及び建物の行政財産の状況になっております。

その下の3ページが普通財産の土地及び建物の状況になっております。まず、2ページのところの公共用財産の一番下の宅地の上ですけれども、その他の施設のところの増減がっております。1,311.62平方メートル土地が増えております。右のほうにずっといきまして、建物が6.72平方メートル減っております。

その内容ですけれども、まず、16ページですね、内容は16ページをごらんください。

16ページの公園記念碑敷きというのが区分にございまして、そちらのほうの真ん中へんに白木の1,300外1筆ということで、白木記念碑642平方メートルというのがございました。令和4年に修正がございましたので、41平方メートルマイナスになっております。まずそれが一つと、それからずっと下から数えまして5行目の上白木335外3筆、2,846平方メートル、年の神公園というのがありまして、令和4年度中にですね、年の神公園周辺の個人の土地を買収したときに、もとのここに載っている面積のほうがちよっと食い違っておりますので、今回ちよっと訂正をさせていただきます。いったん全部消して、正しい面積3,722平方メートルに変えさせていただきますのでこういう掲載の仕方をしております。筆数のほうもちよっと変わっております。

で、訂正方ここに計上しております。その関係で増減がありました。

建物に関しましては、もう1枚めくっていただきまして23ページです。建物に関しましては23ページ、行政財産建物内訳、5の公衆便所の中段で、玉東町原倉2334-51のところですけども、吉次公園に設置してありました公衆用トイレを撤去しましたので、6.72平方メートル先ほどの分が減っております。

さっきの3ページのほうにちょっと戻っていただきたいと思います。

行政財産のほうの説明は以上です。今から普通財産の説明のほうに移っていきます。普通財産につきましては、下段の宅地から雑種地まで、原野以外に関しまして増減があっております。まず宅地ですけども、2,124.55平方メートル減っております。畑が3,837平方メートル増、田が4,741平方メートル増、山林が3,018平方メートル増、雑種地が162平方メートル増、トータルで9,633.45平方メートル増となっております。

その理由ですけども、理由に関しましては、土地の中で宅地というのがございまして、25ページになります。普通財産の土地内訳の1という形で、25ページのほうのところになりまして、まず、宅地の移動につきましては、宅地分譲地の木葉字横町の1033-1のトータルで1,504.1平方メートル及び二俣字鍛冶場の44-1の1,018平方メートルの分譲地の区画が完了していますので、まず、1033-1というのがございます。中段ぐらいにあります。そのトータル面積から公衆道路、園内道路ですね、園内道路になった部分が263.20減っております。それを掲載しております。残りの区画、5区画の面積が1,240.9平方メートルになりまして完売しておりますので、その筆ごと全部マイナス、▲印で減らしております。二俣44-1の分譲地につきましても同様に下から6行目ですか、公衆用道路、二俣分譲地内ということで218.33平方メートル減と、二俣44-6と、もう1枚めくっていただいて26ページの上段の44-7の2区画は分譲が済んでおりまして、402.12平方メートル減となっております。

もう1枚、また元の25ページに戻っていただきまして、44-4と44-5の残りの2区画面積で397.55平方メートルはそのまま残っております。

宅地の移動は以上です。

続きまして、畑の移動に関しましてですけども、27ページの区分、畑のところをごらんください。二俣1915-3というところから見ていただきますと、令和4年史跡西南戦争遺跡用地ということで、この4筆の合計が3,441平方メートルございます。その下の上白木206-2というのが396平方メートル、年の神公園敷きということで、畑の土地を購入しております。

続きまして、その次のページ、28ページの田んぼですけども、田のところの中段の上木葉393-1、1,068平方メートル、令和4年の庁舎建設用地と道路ということで増加しております。それと上木葉392-1から下のほうに4筆が職員駐車場として、合計の3,183平方メートル購入しております。上白木の206-1が年の神公園敷きということで、490平米増となっております。

29ページの下の方の山林ですね、山林の計の下から3行目のところ、年の神公園敷きで上白木の205-7から1,234平方メートル以下3筆で3,018平方メートルトータルで増となっております。

それともう1枚めくっていただきまして、雑種地の状況です。雑種地の計の一つ上の原倉1120-3ですね、原倉防災倉庫用地162平方メートルとなっております。

31ページの普通財産、建物につきましては変更はあっておりません。

前のほうにまた戻っていただきまして、4ページです。4ページの(2)有価証券の増減はございません。

5ページ、(3)の出資による権利も決算年度中の増減はございません。

6ページから11ページまでが、50万円以上の主要物品に関しまして、増となったものを述べていきたいと思います。

まず6ページの総務課消防というところの一つ上の行です。令和4年12月23日、6ページの中段以下ですね、公用車、ハイエースワゴンで307万1円が増となっております。

それともう1枚めくっていただきまして、9ページの教育委員会の上ですね、保健介護課で、令和4年11月9日、スポットビジョンスクリーナー、屈折検査機ということで121万購入しております。目の屈折検査機ということです。

もう1枚めくっていただきまして、10ページの木葉小学校の一つ上で、教育委員会で、令和5年3月27日、器具消毒保管機、一つで88万円、共同調理場で購入されております。これは共同調理場で使用する食缶とか調理器具等の消毒保管用として購入してございます。

1枚めくっていただきまして13ページです。

現在の基金の状況でございます。一番右下のところに、決算年度末基金残高、有価証券と現金を足したものが掲載してありまして、38億783万6,827円となっております。2基金増えて全部で19基金ありますが、1列の目の区分で有価証券と現金に分かれている基金は、右端の付記の欄に合計を記載しております。決算年度中に増加したものを左側に、決算年度中に減ったものを▲を表示して右のほうに記載してございます。多数ございますので、この中から四つかいつまんで説明したいと思います。

一つ目の町有施設整備基金は、新庁舎の設計委託料1,700万円の財源として基金から繰り入れしまして、庁舎建設の財源に充てるため、ふるさと納税基金から2億円を町有施設整備基金に移しまして、国債運用益及び預金利子分の71万6,000円を追加して12億365万5,000円となっております。

○議長（松尾純久君） 1時間ちょっと過ぎたので、途中ですけどしばらく休憩します。

---

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を説明を求めます。

会計管理者、井上浩成君。

○会計管理者（井上浩成君） それでは、先ほどに引き続きまして、基金の状況13ページの説明をいたします。



二つ目のふるさと納税基金です。ふるさと納税制度を活用して、玉東町を応援するため寄せられました寄附金のうち、返礼品等の経費を差し引いた残りの積み立て分、5億5,185万9,000円と既に基金に積み立てた基金から、玉東町のまちづくりを実現するための事業に財源としてふるさと納税寄附金事業充当分の1億657万5,000円を基金から繰り入れ、また、新庁舎建設のため財源として町有施設整備基金に2億円を移したため、合わせて3億657万5,000円の基金減となっております。合計で10億2,253万5,000円となっております。4年度に二つの基金が追加されました。ウクライナ難民の支援のため寄せられた寄附金を財源に充てるためのウクライナ避難民支援基金266万2,000円、地域優良賃貸住宅駐車場及び共同施設の維持管理並びに整備等に要する財源に充てるため、地域優良賃貸住宅基金275万円となっております。

次の14ページの参考資料の変更はございません。

15ページ以降は行政財産及び普通財産の状況のときに既に説明しております。

以上をもちましてすべての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（松尾純久君）** 8議案について提案理由の説明が終わりましたので、代表監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員、北島義文。

**○代表監査委員（北島義文君）** 監査委員の北島です。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、朝からお配りしていると思いますが、手元にございますか。いいですか。

それでは、令和4年度玉東町決算審査意見書を報告させていただきます。

資料を開いていただきまして、2ページをご覧ください。2ページになります。

令和4年度玉東町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書。

1、審査の対象、令和4年度玉東町一般会計歳入歳出決算ほか特別会計7本でございます。

2、審査の期間、3、審査の方法につきましては、記述のとおりでございます。

4番、審査の結果、一般会計及び各特別会計の決算は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係諸帳簿及び証憑書類といずれも符合し、正確であると認められました。各決算の内容及び予算の執行状況についても全般的に適正、妥当であると認められましたが、その審査概要、意見につきましては、後述のとおりでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計総括としまして、令和4年度一般会計の歳入歳出決算額は、下記のとおりでございます。歳入歳出差額としましては、3億856万3,000円ということです。下記の表のとおり、歳入歳出差額から翌年度繰り越すべき財源4,382万9,000円を控除しました実質収支額は、2億6,473万4,000円の黒字、単年度収支では2億1,406万8,000円、財政調整のために基金取崩し額3,000万円等を加味しました実質単年度収支でも1億8,408万6,000円の黒字となっております。財政的には健全に運営がなされていると判断いたします。

また、決算額において前年度対比10%の減少がみられますが、令和3年度においては、木葉駅

前住宅整備事業、防災情報伝達整備事業などの大型事業があり、大きな要因の一つになっております。

次に、4ページから5ページにかけては、歳入歳出それぞれの増減理由等を記述しております。

6ページをごらんください。6ページの中段あたりに所見とあります。ここ数年、一般会計の財政規模が大幅に拡大してきましたが、令和4年度決算は歳出ベースで50億円を下回り、前年度対比大幅減となっております。主な要因は、昨年度実施の木葉駅前住宅整備事業、宅地分譲に係る土地取得及び宅地開発費用、防災情報伝達システム事業などが大きな要因であります。

また、新型コロナ対策地方創生臨時交付金も令和4年度では約9,000万円、ちなみに令和2年度から3年度合計で約3.6億円となっております、そのことも要因の一つであると思われま

す。ふるさと納税寄附金につきましては、昨年度を上回り過去最高額となり、町の財政に大きな影響力を与えていることは言うまでもありませんが、全国的なブームでもあり、制度改正も視野に入れながら、今後は他の自治体も力を入れることも予想されまして、必ずしも右肩上がりを望めるものではないと思われま

す。また、数年前まで90を超えていました経常収支比率も昨年度に引き続き90を下回り、88.8となっておりますが、特に燃料費の高騰による光熱水費及び修繕費など、物件費の増により若干の伸びをみせております。今後さらなる弾力性のある財政を目指し、よりいっそうの自主財源の確保を目指して努力していただきたいと思

います。次に、令和4年度の決算に係る財政健全化比率について御報告いたします。

令和4年度の決算に係る財政健全化比率につきましては、下記の表から判断すれば、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額はなく、また、実質公債比率及び将来負担比率においても健全化基準を大きく下回っており、現在のところ問題ないと判断いたします。

続きまして、7ページから8ページにかけては、歳出の款別の分析を行っております。後ほどごらんいただければと思

います。続きまして、9ページです。9ページ、続きまして、9ページから16ページまでは特別会計に係る報告になります。すべての会計で黒字決算しており、適正に運営がなされていることを報告いたします。

続きまして、17ページになります。地方債現在高の状況です。表の下の米印を見ていただきたいと思

います。令和4年度一般会計におきましては、教育施設等の長寿命化事業など教育債で4,830万円、道路整備事業債など土木債で1億1,960万円、全体としましては1億9,564万5,000円の起債発行額でありました。昨年度は駅前高層マンション、デジタル行政無線及び教育施設等の長寿命化事業など大型事業がありまして、町債全体としまして前年比マイナスの4億3,335万5,000円で大幅減となっております。償還額につきましては、前年比787万7,000円増加したものの、財政健全化判断比率等を考慮しても特に問題はないと判断いたします。

続きまして、18ページから20ページまでは、財産に関するものでございます。会計管理者から

の説明と重複するところもありますので、説明を省略いたします。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 代表監査委員、ありがとうございました。

これから議案第37号「令和4年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一応2ページを開いてください。

一般会計歳入歳出、この議案第37号、ちょっと抽象的な質問になるかもしれないけど、答弁は単純に簡単に結構です。

まず、非常に皆さんの努力のあとがみられますが、気になることがありますので確認させていただきます。一般会計に限らず特別会計も含めてですけども、歳入の中で、町民の払うべきもの、負担すべきものがいくつかありますが、この回収で未払者や延滞者への強引と思われるような取り立て行為がなかったかどうかだけを確認したいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

強引なその徴収の処分がなかったかということですけども、こちらにつきましては、滞納があった場合は、役場のほうに来ていただきましてですね、お話をさせていただきまして、毎月分割納付などをしていただいたりですね、それでも交渉が決裂した場合などはですね、財産等を調査いたしまして滞納処分をさせていただいております。それが強引ととられるかと言いますとですね、こちらとしましては税法上、国税徴収法に則りまして事務を行っておりますので、そのとられ方次第にはなるかと思っておりますけれども、督促状を出しまして10日経ちましたらそういったことが、滞納処分をすることができるということになっておりますので、そういったすぐそういった行為に移るのではなくてですね、納税者のですね、話を聞きながらそういった分割納付をしていただいたり、そういった手はずをとっている状況にあります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ありがとうございました。

この件については、コンプライアンスの徹底と併せて、いずれ一般質問をしたいと思いますが、この件はいくつかの部署が関係あると思いますので、よければ今一度各課の職員に確認をしてもraitたいと思います。

これで一応終わります。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、今回の決算書の説明がありましたけど、その中で、38号から

44号までの中の。

(今、37号を質疑を受けておりますが、38号までまだいっておりません。)

ああそうか。

(一般会計の決算認定についての質疑です。)

ああそうだった、すみません間違えました。38号からでした。失礼しました。

(質疑やめますか。)

はい。

○議長(松尾純久君) ほかにありませんか。

(監査報告について質疑は最後にできますか。)

できません。報告ですから。

質疑をするんですか。

(なら一般会計の質問をします。)

3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) 一般会計の中で、ちょっとページは、大体内容で分かると思いますが、諸収入の中のサテライト玉東から地域環境整備協力金、売上の0.5%ということで、当初予算で500万あげておられました、全く入らなかったということで、適正ではなかったかということで、監査報告のあとにちょっと質疑をしたいと思っておりましたが、監査についての質疑はなしということで一般会計の中で言いますけど、令和3年の6月議会で町長は設置に関する協定書を令和3年4月26日に交わしたと言われました。しかし、今年の6月議会では、協定書は見せられない、そう言われました。

それで監査委員の2名の人は、協定書は確認されたのですかということちょっと聞きたいんですけど、監査委員が答弁できたらしていただきたいと思いますが、公営ギャンブル企業で決まっている。

○議長(松尾純久君) ちょっとお待ちください。これは37号の一般会計歳入歳出決算認定です。どこのページのどれを聞きたいんですか。どこのページのどれを聞きたい。

(監査報告に質疑はでけんですかね。)

できません。これは総合して今、監査をしていただいたのを、認定をしますかしませんかの決議ですので、それを聞いてから反対するなり討論なりはあると思いますけど、今、一般会計の37号の質疑を受け付けていますので、37号の一般会計の決算認定についての質疑をしてください。

(それで全体的な最後の監査についての。)

これは今、37号ですから、最後に認定を受けますか受けませんのときに発言あるならしてください。討論かなんかで、最後に認定するかを問いますから。

(討論ですか。はい、分かりました。)

もう少しねえ、もう少し、わざわざ私は一般会計の認定についてを質疑を受けているんですよ。ページ数もない、ただ、今、町長が言ったどうのこうのは私には関係ありません。

(それは分かっておりますけど。)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) ただ今の件は討論で行いますが、少しは内容を言いましたけど、一般会計の中に当初予算で500万入る予定が0円だったということで、これは適正に収入が入らなかったということで質疑をいたします。

それでは質疑としていたしますが、すみません、質疑じゃなくて反対討論です。反対討論をしますが、先の議会で私が質疑に対しまして、総務課長がサテライト玉東からは売上が62%。

○議長(松尾純久君) 大城戸議員、討論はサテライトの500万うんぬんはどこに記載してあります。どこに記載してあります。議案書、37号の決算書のどこに書いてありますかと。

(だけん0円ということで全く書いてありません。)

0円というのはどこに証明してありますかと。

しばらくちょっとお待ちください。ちょっと調べます。

監査委員、それは出ていますか。諸収入であがってる。

討論ですから議案にないものは討論は受け付けられません。

(諸収入で今回はあがっていません。)

自席に戻ってください。

会計管理、名目上は入っている、金の動きじゃなくて。

(当初予算にはあがっていたんですけど、今回は。)

当初予算は関係ありません。全く何回も言っているように、議案についての質疑ですから、討論の気持ちは分かります。ただ名目があるんなら討論なり。

それでは、討論の内容が違いますので受け付けられません。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第38号「令和4年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

38号を言ったんじゃないんですか。

(39号。)

こういうことですから。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第39号「令和4年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 議案第39号ですけど、課長の説明でですね、執行率のこの39号が一番執行率が低くて70.3%ということで、この執行率が下がった要因はどういった原因があるでしょうか、伺います。

○議長(松尾純久君) 会計管理者、井上浩成君。

○会計管理者(井上浩成君) 狩野議員の質問にお答えします。

簡易水道につきましては、繰越事業がございますので、その単独事業もそのまま執行されずに持ち越しますその分減っております。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) その繰越事業ということは、金額的には繰越金額はわかりますか。

○議長(松尾純久君) 会計管理者、井上浩成君。

○会計管理者(井上浩成君) 狩野議員にお答えいたします。

繰越事業につきましては、先般のですね、6月議会のときの繰越計算書のところで、簡易水道事業の繰越計算書というのが皆様に御提示されております。その事業で金額のほうは4,067万8,000円で、翌年度繰越額は4,003万円、先ほどの決算書にも載せている金額ですね。一般財源として4,003万円をそのまま持ち越して使用するというので、その分が執行されませんので執行率は落ちております。

以上です。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) その繰越額を計算したところ70.3%になるということですね。

(そうです。)

はい、分かりました。

○議長（松尾純久君） 狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第40号「令和4年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第41号「令和4年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第42号「令和4年度玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第43号「令和4年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第44号「令和4年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第9 休会の件

○議長（松尾純久君） 日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月13日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月13日は、休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明後日は午前10時に開会します。

起立、お疲れ様でした。

---

散会 午前11時52分